

新			旧		
別表（第二条関係）			別表（第二条関係）		
項	事務	市町村	項	事務	市町村
1 ～ 29	(略)	(略)	1 ～ 29	(略)	(略)
30	<p>旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（別に規則で定める場合を除く。）</p> <p>1 法第三条第一項の規定による申請の受理</p> <p>2 法第三条第二項ただし書及び<u>同項第二号</u>の規定による認定</p> <p>3 法第三条第三項及び第十七条第三項の規定による確認及び書類の提示等の要求</p> <p><u>4 法第三条第五項の規定による確認</u></p> <p><u>5 法第八条第一項の規定による出頭の要求及び交付（法第十条第四項において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>6 法第八条第三項前段の規定による交付（削る）</u></p> <p><u>7 法第八条第三項後段及び第十九条第五項の規定による返納すべき旅券の受理</u></p> <p><u>8 法第十七条第一項の規定による届出の受理</u></p> <p><u>9 法第十九条第六項の規定による返納すべき旅券の還付</u></p>	<p>熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮</p>	30	<p>旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（別に規則で定める場合を除く。）</p> <p>1 法第三条第一項<u>及び第十二条第一項</u>の規定による申請の受理</p> <p>2 法第三条第二項ただし書及び<u>第三条第二項第二号</u>の規定による認定</p> <p>3 法第三条第三項及び第十七条第三項の規定による確認及び書類の提示等の要求</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>4 法第八条第一項の規定による出頭の要求及び交付（法第十条第四項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>5 法第八条第二項</u>の規定による交付</p> <p><u>6 法第十七条第一項の規定による届出の受理</u></p> <p><u>7 法第十九条第五項の規定による返納すべき旅券の受理</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>8 法第十九条第六項の規定による返納すべき旅券の還付</u></p>	<p>熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮</p>

新			旧		
		市、富士見 市、三郷 市、蓮田 市、坂戸 市、幸手 市、鶴ヶ島 市、日高 市、吉川 市、ふじみ 野市、白岡 市、各町村			市、富士見 市、三郷 市、蓮田 市、坂戸 市、幸手 市、鶴ヶ島 市、日高 市、吉川 市、ふじみ 野市、白岡 市、各町村
31 ） 116	(略)	(略)	31 ） 116	(略)	(略)